

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月1日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 福 田 慶 一

第1 監査の対象部局等

監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、地域政策課、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 2 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 3 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- 4 市民部（市民課、市民交流課、対話連携推進室、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- 5 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ）
- 6 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- 7 健康福祉部（福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、保健センター（中央保健センターほか9センター））
- 8 商工観光部（産業政策振興課、企業誘致室、商業労政振興課、観光振興課）
- 9 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- 10 都市計画部（都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津

- 駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課)
- 11 建設部（建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
 - 12 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
 - 13 会計管理室
 - 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
 - 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 16 芸濃総合支所（地域振興課（椋本財産区を含む。）、市民福祉課）
 - 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - 23 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸水道事業所、一志水道事業所）
 - 24 消防本部（消防総務課、企画調整室、予防課、消防課、救急対策室、通信指令課）・消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
 - 25 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
 - 26 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所、図書館（津図書館ほか8館2室））
 - 27 選挙管理委員会事務局
 - 28 監査事務局
 - 29 議会事務局（議会総務課、議事課）

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成24年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成23年度以前のもを対象に含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の横山敦子及び宇陀照良がその合議に関与したものであるが、平成25年2月13日付けで退任し、同月14日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の福田慶一が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成24年9月10日から平成25年2月8日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部（男女共同参画室）

女性カウンセラー、女性弁護士及び男性カウンセラーによる相談業務委託について、各相談業務の委託契約書によると、受注者は、契約期間が経過したときは遅滞なく委託業務完了実績報告書又はこれに代わるものを発注者に提出しなければならないこととなっている一方で、当該委

託契約書の特記仕様書によると、受注者は、委託業務完了実績報告書を毎月提出しなければならないこととなっていたことから、今後は委託契約書の当該条項について、その内容を精査されたい。

2 スポーツ文化振興部（文化振興課）

津市職員等の旅費に関する条例第4条の規定によると、職員の出張は、出張命令権者の発する出張命令によって行われなければならないところ、週休日に時間外勤務命令のみの処理により出張していたことから、同条例その他の関係諸規程に基づき適正に事務を遂行されたい。

3 環境部（環境政策課）

くるりんペーパー事業について、同事業に係る委託料の総額は、平成23年度は2,457万円、平成24年度は2,664万円となっており、その主な内容は、市立小学校及び各総合支所等を受注者が訪問し、個人が持ち寄った紙製容器包装紙を回収し、選別・圧縮梱包後に製紙会社へ搬送することである。これによりリサイクルされ、市立小学校及び各総合支所等に納品される6万個（平成23年度実績）のトイレットペーパー1個当たりの単価は400円以上となり、市販品のトイレットペーパー1個当たりの単価と比較すると相当高額となることから、事業の費用対効果を検証の上、現状の紙製容器包装紙の回収方法を見直すなど、より経済的で資源循環意識に効果のある事業への見直しを検討されたい。

4 健康福祉部（保健センター（中央保健センターほか9センター））

救急相談ダイヤル業務委託について、その主な内容は、医師・看護師等が24時間対応で電話相談を受け付け、必要に応じて応急手当の方法など適切な助言を行い、市民の救急医療に対する不安を緩和し、救急車の適正利用を促すことで、重症者の救命率の向上を図るとともに、健康相談等市民が気軽に相談でき、専門的な助言が行える窓口とすることである。

しかし、救急車の出動件数及び軽症者の搬送件数は年々増加傾向にあるため、救急車の適正利用に関して効果が上げられるよう、当該業務の内容や在り方について検討されたい。

5 下水道部（下水道建設課）

下水道普及向上預金補助金について、下水道普及向上預金補助金交付要綱第3条第1項第3号において当該補助金の交付の対象は市税を滞納していない者と規定されているにもかかわらず、申請者の市税の滞納が

ないことを確認せずに当該補助金を交付していたことから、今まで交付した者について市税の滞納がなかったかを確認し、適正に対処されたい。

6 河芸総合支所（地域振興課）

市有地（普通財産）の一部を漁業等の用地として、平成28年3月末を満了時期とする個人等への賃貸を行っているが、当該土地に建てられた一部の建物が老朽化により防災上危険な状態となっており、適正に管理されていない。普通財産は、行政財産とは異なり直接公用又は公共の用に供されるものではないが、市民の貴重な共有財産として適正に管理されなければならないものであることを踏まえ、当該契約に係る更新の可否を含め、当該賃貸借契約の満了時期までに賃借人と十分に協議されたい。

7 一志総合支所（地域振興課）

一志温泉やすらぎの湯の使用料について、1回利用（当日券）のほか、回数券や年会員券の料金区分を設定しているが、年間の利用回数によっては、年会員券の1回当たりの使用料が著しく安価となり、当日券や回数券の使用料との格差が大きくなりすぎること、また、市が運営する温泉施設の中で年会員券があるのは一志温泉のみであり、使用料の設定において他の温泉施設との均衡を欠いていることから、年会員券の在り方について検討されたい。

8 美杉総合支所（地域振興課）

太郎生地域づくり協議会における空き家活用事業について、当該事業の内容は、空き家となっていた旅館を改修し、地元住民との交流体験施設として活用を図るものであるが、改修するに当たり多額の公費が投入されており、また、その財源の2分の1は農林水産省からの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が充てられていることから、当該施設には22年の処分制限期間があるところである。

また、市からの運営費補助金の交付は平成24年度までの予定となっていることから、今後、更なる経営努力が必要となってくる。

しかし、現在は、市、太郎生地域づくり協議会及び建物の所有者の三者の中で、当該事業の実施主体及び責任の所在が明確となっていない状況であることから、今後、長期的に安定した運営を行っていく上で、三者の役割を明確にし、当初の目的である太郎生地域の活性化に寄与することができるよう経営基盤の安定を図られたい。

9 教育委員会事務局（教育研究支援課）

教育研究所用地（行政財産）の一部を地元自治会の防災用倉庫用地として使用許可しているが、教育財産であるにもかかわらず市長名で許可書が交付されている等の不備がみられたことから、今後は適正に事務処理をされたい。